

JMIF

日機連週報

第3459号 2024年6月14日(金)

CONTENTS

● 委員会報告

日本企業はセキュリティ・クリアランスを単なる規制ではなく、
自社の能力向上の機会と捉えるべき

- 企業マネジメント研究委員会「日本企業に求められる
セキュリティ・クリアランスの活かし方」について聞く —

● 日機連の動き

● WASHINGTON REPORT

1. 電気自動車が手頃な価格になりつつある一方で、依然として残る、普及を阻むその他の障害
2. AIブームでサーバー冷却システム業界が活況 AMDは新型AI用半導体でエヌビディアに対抗
3. 新技術により米国が中国の太陽光発電産業に対抗できる可能性が出てきたことで大手石油会社の成長は続く

● お知らせ

- 経済産業省「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の調査票の発送開始及び積極的な情報提供のお願いについて
- 経済産業省「夏季の省エネルギーの取組」について
- 経済産業省「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」に関する業界向け説明会の開催について
- 厚生労働省「令和5年度職場における熱中症の発生状況(確定値)」等について

日機連ではホームページを開設しておりますのでご利用下さい。

URL : <http://www.jmf.or.jp>

[バックナンバーはこちらから](#)

<禁無断転載>

● 委員会報告

日本企業はセキュリティ・クリアランスを単なる規制ではなく、
自社の能力向上の機会と捉えるべき
— 企業マネジメント研究委員会「日本企業に求められるセキュリティ・
クリアランスの活かし方」について聞く —

第 4 回企業マネジメント研究委員会(委員長:秦 則明 (株)日立製作所 グローバル渉外統括本部 産業政策本部 渉外戦略企画部 担当部長)を 5 月 30 日(木)に開催し、(株)日本総合研究所 創発戦略センター コンサルタントの岩崎 海氏から「日本企業に求められるセキュリティ・クリアランスの活かし方」と題して話を聞き、意見交換を行った(文責:日機連)。



岩崎 海氏

[岩崎氏講演要旨]

I. セキュリティ・クリアランスとは

経済安全保障は、多義的で識者によって様々に定義されてきたが、国の安全を保障するために経済的手段を用いることと捉えられる。安全保障とは、平和・独立・繁栄といった国家の中核的価値を守ることであり、これを軍事的手段ではなく経済的手段を用いて達成することである。令和 4 年 5 月に成立した経済安全保障推進法には 4 つの柱があり、主にモノと技術を対象としているが、ヒト(企業の従業員等)と情報(企業が取り扱う政府情報)の保全が欠けており、これが今回のセキュリティ・クリアランスの制度化によって補完されることになる。

セキュリティ・クリアランスとは、政府の保有する重要経済安保情報が漏えいすることによる不利益を防ぐために、秘密情報を取り扱う人物等を事前に審査する仕組みである。この仕組みの法制化を求める声は以前からあり、経済安全保障推進法が成立する際も「認証を行う制度の構築」の付帯決議がされた。法制化の具体的な動きとしては、2023 年 2 月に有識者会議が発足し、2024 年 1 月最終取りまとめが公表され、同年 4 月に衆議院を通過し、先日 2024 年 5 月 10 日、参院本会議で可決され、法案が成立したところである。今後、重要経済安保情報の具体的な内容と運用基準が策定されることになっており、通常のスケジュールであれば、来年 2025 年 5 月から施行となる見込みである。重要経済安保情報とは、「重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与える恐れがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(特定秘密等を除く)」である。定義は難しいが、重要経済基盤とは、端的に言うとインフラと重要物資が該当する。

セキュリティ・クリアランスの法律案は、対象となる秘密区分や分野を特定秘密保護法と区別することによって、二つの法律の整合性が図られている。事業者が重要経済安保情報を知る必要(need to know)がある場合、適合事業者と認められ、情報を取り扱う人物等が政令で定める基準に適合するか否かの適正評価が実施され、適合すると認められた人物等に対してセキュリティ・クリアランスが提供される。ただし、重要経済安保情報を知る必要(need to know)がなければ法の適用外と考えられるため、「クリアランスが欲しい」と手を挙げれば、誰でも適正評価を受けられる、という類のものではない。法律案には、クリアランスが与えられなかった場合の苦情申出の設計が予定されており、個人情報の保護についても記述されている。よく、この法律によって個人のプライバシーが流出するのではないか、という懸念が聞

かれるが、その可能性は低いと思われる。また、両罰規定があり、個人だけでなく法人も両罰の対象となり得る点の特徴的である。

Ⅱ. 先行する米国におけるセキュリティ・クリアランス

諸外国におけるセキュリティ・クリアランスの先行事例として、取り上げるべきは米国の事例である。米国では、建国当初から、合衆国憲法における大統領権限に基づき、情報収集や調査、評価といったインテリジェンス活動を行ってきたが、明確な法律的根拠をつくる意図で、1994 年クリントン政権下において、国家安全保障法を改正するかたちで「機密情報へのアクセス」が追加され、大統領への権限付与について明文化された。その後、セキュリティ・クリアランスの適正評価に関して、法令による統一的な判断基準と手続きが規定され、運用されてきた。2016 年オバマ政権時代に、連邦人事管理庁に対するサイバー攻撃によって、クリアランスを所持している人物の情報が多数漏洩した事件が発生した。事件の原因としては、古いシステムを使用していた点や、調査及び評価を行う組織が複数乱立しており、手続きに時間がかかっていた点等があった。このことから、システムの更新や、調査及び評価を行う組織の改編による手続きの効率化が規定された。米国では、民主党政権と共和党政権によって、どの情報を機密情報として指定するかの方針がかなり変化する。また、技術進歩による状況変化等を反映させるかたちで、時代に合わせた継続的な制度更新がされながら、運用されている。現在、米国では特にサイバーセキュリティに関して、セキュリティ・クリアランスが要求されるケースが増加している。また、防衛産業以外でもセキュリティ・クリアランスを要求されるケースが多数あり、対象範囲が広域になってきている印象である。日本も将来的にはこれと同様の傾向に至る可能性が考えられる。

米国におけるセキュリティ・クリアランス制度では、評価ガイドラインに「合衆国への忠誠度」や「財産的考慮」、「薬物への関与」等を含む A から M までの評価項目があり、例えば、外国政府からの影響を受け得る、過度な飲酒、不当な借財といった要素を持つ者に対しては、否定的な評価が下され、クリアランスが与えられないことがある。申請者は非常に多くの個人情報回答することになるが、回答内容が不正確だったり、何かを隠蔽していると受け取られるような回答をした場合はマイナス評価となる。クリアランスが認められなかった具体的事例としては、防衛産業に従事するエンジニアが申請者のケースにおいて、その義父が自衛隊の退役将官であり、現在も日本政府との関係を有するかの情報が提出されず、またその点について申請者から反証がなかったため、クリアランスが認められなかった。反対に、認められた具体的事例としては、ロシア出身の妻を持つ防衛産業に従事するプログラムマネージャーが申請者のケースにおいて、妻の義理の両親はロシア国民かつロシア居住であるが、ロシア政府とは関係のない仕事をしており、申請者とほとんど接触もない状況であった。また、申請者の妻は米国の文化に馴染み市民権取得の申請もしており、申請者のクリアランスが認められた。このように、評価ガイドラインに基づいて一律に評価されるのではなく、個別具体的かつ総合的に評価されているものと考えられる。

日本でも、平成 27 年から特定秘密保護法における適性評価が実施されているが、申請件数は毎年 2 万件程度で推移している。このうち、申請が通らなかった件数は 0~2 件/年であり、申請すればほぼ通っているのが現状である。申請件数のうち、民間従事者の申請は 300~2,000 件/年しかなく、ほとんどが行政機関従事者の申請であったが、今回のセキュリティ・クリアランスの法律が施行されることにより、適正評価の対象となる人数が増えることが現実視されているため、今後、適正評価が遅滞なく実施されるかがポイントとなる。適正評価に時間がかかるようになれば、結果が出るまでは企業の担当者が情報を扱えないため、企業としては、適正評価の結果が出るまでは、前任の担当者を残しておく必要がある等、企業活動に影響を与える恐れがある。

Ⅲ. 日本企業への影響とその対策の方向性

日本のセキュリティ・クリアランス制度において、具体的に何が重要経済安保情報に指定されるのか、これが非常に

重要なポイントとなる。今後、政令で具体的に指定されることになるが、有識者会議での最終取りまとめによると、①サイバー関連情報(例:サイバー脅威、対策等に関する情報)、②規制制度関連情報(例:審査等に係る検討・分析に関する情報)、③調査・分析・研究開発関連情報(例:産業・技術戦略、サプライチェーン上の脆弱性等に関する情報)、④国際協力関連情報(例:国際的な共同研究開発に関する情報)の 4 つの類型が提示されている。まだ予想段階にはなるが、例えば、未公開のサイバー攻撃情報や、諸外国の輸出入に関する規制のうち未公開の情報等を民間に提供できるようになる可能性がある。日本企業としては、このセキュリティ・クリアランス制度に対応するために、施設・IT システム等の設備投資、人的投資を含めた様々なコストが一定程度かかることになるため、ただの規制対応に留まらず、政府が持っている可能性のある情報を民間で有効活用できるよう、企業側から政府に積極的に働きかけ、日本のビジネスが発展しやすい制度環境になる活動を行うべきだと考えている。

現時点で確認できる公開情報から、日本企業において必要となる対応は以下の 3 つが想定される。

①社内規則の整備や関連設備の更新

適合事業者になるにあたって、重要経済安保情報を取り扱う従業員の範囲の特定、その従業員の管理者の指名、情報を扱うために必要な施設、データシステム等の IT 環境といった設備の設置、従業員への保全教育がマストで必要となる。また、当該事業者が重要経済安保情報を保有する場合は、その情報を行政機関に提供することも必要となる。

②適性評価の対象となり得る従業員の特定と同意を得た上での名簿の提出

重要経済安保情報に関する業務を担当する従業員を特定し、その同意を得て契約先の行政機関に名簿を提出することになるが、重要経済安保情報の具体的な中身が決まっていない現段階では、まだ社内での従業員が該当するか特定することはできないかと思われるが、作業として発生するので想定しておく必要がある。

③人材の配置転換及び別人材の補填(適性評価をクリアしなかった場合)

適性評価の結果は、契約相手である行政機関から事業者へ通知されるが、アサインした従業員が適性評価をクリアしなかった場合、従業員の配置転換等が必要になる。申請者全員が適性評価をクリアするわけではないことを想定して、人事計画を組む必要がある。なお、必要に応じて、申請者本人だけでなく、事業者もインタビューや資料の提出が求められることが法律内に記載されているため、想定しておく必要がある。

企業が重要経済安保情報を取り扱うにあたって実施すべき保護措置は、恐らく特定秘密保護法と同等になると思われる。内閣官房の「特定秘密保護法 施行令 説明資料」に「実施すべき保護措置」の記載があるため、参考にして準備を進めるとよい。また、施設・設備については大きなコストが必要になることが予想されるが、海上幕僚長「海上自衛隊における事業者の適合性の審査実施要領について(通達)」に「特定秘密の秘密保全施設の構造基準」の記載があり、建物の構造等の条件が記載されている。既存の特定秘密保護法と同等の基準が想定されるので、既に公開されていて、運用されている資料を参考にするとよい。

セキュリティ・クリアランス制度が日本企業に与える影響には、ネガティブ要素だけでなくポジティブ要素もある。制度運用開始に向けて、一部企業は規制面への対応に追われることになるが、制度が順調に運用されていくにつれて、企業が活用しうる余地が拡大すると思われるし、そうなるべきである。製造業のバリューチェーンに沿った影響の見通しは以下になる。

①雇用

申請者全員が適正評価をクリアするわけではないため、余裕のある人員配置をする等の人員配置コスト上昇や、クリアランス保有者への手当支給による賃金上昇等、人件費の上昇が予想される。一方で、日本でセキュリティ・クリアランス制度が整備されることによって、外国のクリアランス保有者を日本企業がリクルートしやすくなる可能性がある。

②管理

社内規則の整備や従業員への教育、施設・設備の更新、情報漏洩リスク対応、労働組合への対応等、管理面でのコストについて、特に制度運用開始当初は高くなると思われる。一方で、クリアランス保有者への信用度が向上し、これまで提供されなかった情報が企業に提供されることが可能になることで、サイバーセキュリティレベルが向上する等のメリットが考えられる。

③研究開発

セキュリティ・クリアランスが要求される研究に、非保有者が参加できない状況が発生する反面、クリアランスを取得すれば、先進技術情報の獲得やクローズド案件への参画が可能になる、という状況も発生する。

④購買 ⑤生産 ⑥物流 ⑦販売 ⑧アフターサービス

セキュリティ・クリアランス制度特有というよりは経済安全保障全般に関わる点だが、国同士の政治的対立が高まった場合に、セキュリティ・クリアランス制度を導入していることによって、一部の国が、相手国に対して、輸出入制限や取引ルートの遮断等の経済的圧力をかけるケースが想定される。一方で、希少物資に関する非公開情報やサプライチェーンの脆弱性に関する情報、内外輸出入の審査情報を獲得できるようになる等、発展的な側面も考えられる。これまで行政機関が持っていた機密情報を企業が使えるようになり、また反対に、これまで特定の企業が保有していた、物資の情報や外国政府の情報、海外現地法人が持つ情報等を相互に活用することにより、将来的には、官民一体での態勢構築が拡大する可能性等も期待できる。

セキュリティ・クリアランス制度は、日本の経済安全保障を補強する制度であり、企業はこれに対応するために、社内規則と施設・設備の更新が必要になる。制度の対象となる重要経済安保情報の内容が具体化したら、該当する従業員の特定を急ぎ、人員計画の腹案を持つべきである。規制に対応するために一時的なコスト上昇は見込まれるが、企業はこれまでとは異なる水準の情報を得てビジネスを行うことができるようになる可能性がある。日本企業は、この制度を肯定的に活用し、自社が望む具体的な情報の項目を政府に働きかけ、自社の能力向上の機会と捉えることが重要である。

〔業務部〕

日機連の動き

- 大阪事務所では、6 月 12 日(水)、第 124 回環境配慮事例研究会(代表幹事・藤本 悟 ダイキン工業(株) CSR・地球環境センター室長)を日機連大阪事務所(大阪市北区)で開催し、近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 省エネルギー対策官 岸本 丈氏から「DR(デマンドレスポンス)と、改正省エネ法について」と題し、講演を聞き、意見交換を行なった。



会場風景

- 会合予定

開催日時		会 合 名	場 所
6 月	20 日(木) 15:00	第 3 回技術イノベーション研究委員会	機械振興会館
	25 日(火) 15:30	第 605 回関西団体協議会(大阪事務所)	日機連大阪事務所
	28 日(金) 14:00	日機連講演会 経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 カーボンマネジメント課 CCS 政策室長 佐伯徳彦様「カーボンニュートラルと CCS 事業法の成立」、省エネルギー・新エネルギー部 水素アンモニア課長 日野由香里様「水素政策」	機械振興会館
7 月	2 日(火) 14:30	第 4 回技術イノベーション研究委員会	機械振興会館
	3 日(水) 14:00	第 4 回グローバル・バリューチェーン研究委員会	機械振興会館
	4 日(木) 14:30	第 3 回 GX 研究委員会	機械振興会館

Washington Report ワシントンレポート



日本のアニメや漫画の人気上昇に伴い、限定アニメキャラクターグッズなどが手に入る景品ゲームが若者に大ヒット

ラウンドワンの米国での成功を後押ししました

かつては米国の若者の「たまり場」として栄えたショッピングモール。1990 年台に全盛期を迎えたあと少しずつ衰退し、新型コロナウイルスの流行とともに「モール離れ」は一気に加速したといわれています。その要因としては、Amazon 等オンラインショッピングの普及、COSTCO、Walmart、Target 等の単独店舗を持つ総合型大手チェーンの人気上昇、「モノ」から「サービス」への消費トレンドの変化等が挙げられています。13 歳～21 歳までの Z 世代の間では、この傾向が特に顕著とされています。あるアンケート調査の結果によると、Z 世代の約 4 割は、年に 1 回～数回程度しかモールに足を運ばず、8%は「行ったことがない」と回答したとのこと。一方で近年、ショッピングモールの再生に向けたユニークな取り組みも見られるようになってきています。若い世代を呼び戻す方法として一定の成功を収めているのが、百貨店等の主要テナントの撤退によって生まれた空きスペースに、文化・社会的要素を含んだレクリエーション施設を誘致する戦略です。日本の大手ゲームセンターチェーンである株式会社ラウンドワンは、経営難に悩む米国のモールの空きスペースに、クレーンゲームやガチャガチャ等の景品ゲームを多数取り揃えた日本式ゲームセンターや和食ビジネスを出店することで近年大成功を収めています。国内市場の縮小を受けて海外への投資を強化しようとした同社のビジョンと、米国のモール業界のニーズが見事にハマった事例と言えます。

1. 電気自動車が手頃な価格になりつつある一方で、依然として残る、普及を阻むその他の障害

最近明らかになったデータから、保守層の抵抗が米国における電気自動車(EV)普及の障害となっていることが判明した。ウォール・ストリート・ジャーナルによると、米国人の 40%が EV に対して否定的だが、それは主に保守派の人々が EV に対する補助金や規制に否定的であることに起因している。一方、リベラル層は気候変動や環境問題から、EV を支持する傾向にある。米国の場合、自動車購入者の大半が保守的な人々であり、イデオロギーに関わるこの分裂は自動車メーカーにとっては大きな問題になっている。

また EV が高額であることも、長い間普及を妨げてきた大きな要因である。ところが、その EV の価格が、製造コストの削減やバッテリー価格の低下、競争の激化によって下がり始めている。さらに、連邦税の優遇措置を利用して中古の EV を購入するブルーカラー労働者や働き始めて日の浅いホワイトカラー労働者が増えつつある。テスラやフォード、ゼネラルモーターズ、ステランティス等の大手 EV メーカーも、手頃な価格の新型 EV の発売を計画している。例えばステランティスは米国国内で、「ジープ」のフル電動モデルを 2 万 5,000 ドルで発売する準備を進めている。ステランティスのカルロス・タバレス最高経営責任者(CEO)がこの計画を明らかにしたのは、EV 販売が低迷していることや、手頃な価格の EV モデルがないことに自動車ディーラーが懸念を持っていることを示すデータが公表された後のことだった。

(ウォール・ストリート・ジャーナル、2024 年 5 月 27 日)

(ウォール・ストリート・ジャーナル、2024 年 5 月 29 日)

(ニューヨーク・タイムズ、2024 年 6 月 3 日)

2. AIブームでサーバー冷却システム業界が活況 AMDは新型AI用半導体でエヌビディアに対抗

AI テクノロジーが大きく成長したことによってデータセンター需要が高まり、結果としてデータセンター用冷却システムの需要も増加することとなった。AI システムに欠かすことのできないデータセンターは大量のエネルギーを消費するため膨大な熱を発生する。そのため、サーバー用冷却システムを専門とする企業が急成長を遂げている。オハイオ州に本社を置く、電力システムや冷却システムのメーカーである Vertiv 社等の企業では株価が急騰している。Vertiv 社の場合、2022 年末以降株価が 700%上昇し、受注は前年比 60%増となり、2024 年 3 月時点の受注残高は 63 億ドルに達した。ゴールドマン・サックスによると、サーバー冷却システムの市場規模は今年の 41 億ドルから 2026 年には 106 億ドルに増加するとのことである。

AI ブームにあつては、半導体も欠かすことのできない重要パーツである。エヌビディアとの競争でアドバンスト・マイクロ・デバイセズ(AMD)は、新しい AI 用半導体シリーズを発表すると共に、毎年新しい半導体を開発・生産する計画を明らかにした。AMD の「MI325X アクセラレーター」は先頃、台北で開催された見本市に出品され、今年第 4 四半期には発売される予定である。AI 用半導体市場におけるエヌビディアのシェアは約 80%に達しているが、AMD はエヌビディア製半導体の品薄状態を突く一方で、高まる代替品需要に後押しされたこともあり市場での存在感を高めつつある。

インテル等他の大手企業も、CHIPS 法による補助金を活用して米国国内での半導体生産の拡大に取り組んでいる。国内の半導体生産を増やすための法的取り組みは、米国の半導体産業に対する外国直接投資の増加をもたらしている。だが、他の国々も競争力を高めるため自国内における半導体の増産に取り組んでおり、総合的に見た場合、CHIPS 法の影響力は弱まってきている。

(ウォール・ストリート・ジャーナル、2024 年 5 月 28 日)

(ウォール・ストリート・ジャーナル、2024 年 6 月 3 日)

(ウォール・ストリート・ジャーナル、2024 年 6 月 2 日)

3. 新技術により米国が中国の太陽光発電産業に対抗できる可能性が出てきたことで大手石油会社の成長は続く

現在、中国製の太陽光パネルは米国製パネルよりもはるかに低価格であり、米国企業は中国企業との競争で不利な立場に立たされている。しかし、イスラエルの新興企業ルメット社が開発した新技術がこうした状況を変え、太陽光パネルの製造コストを大幅に下げ、世界の太陽光パネル市場における米国の競争力を高めることになるかもしれない。ルメット社の技術は、太陽光を捕らえるために必要な材料である銀の量を減らすことができる。韓国のハンファ・グループは先日、ルメット社の技術を製品に応用する最初の企業となると発表した。このことは、ハンファの Qcells 事業部門がジョージア州に数十億ドル規模の太陽光パネルサプライチェーンの構築を推進していることもあって、米国の太陽光パネル生産を後押しするものとなるだろう。

石油業界では、大手企業による資産統合が進んでいる。昨年、エクソンモービルとシェブロン の 2 社が大規模な企業買収を行ったが、コノコフィリップスもそれにならい、225 億ドルでマラソン・オイルを買収しようとしている。この買収によってコノコフィリップスのキャッシュフローは大幅に増加し、株価は直ちに上昇するものと思われる。ただし買収後は、石油埋蔵量が豊富なイーグルフォード盆地におけるコノコフィリップスの生産量シェアが約 20%になるため、近い将来、独占禁止法に基づく調査が開始される可能性がある。

(ウォール・ストリート・ジャーナル、2024 年 5 月 30 日)

お知らせ

○経済産業省「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の調査票の発送開始及び積極的な情報提供のお願いについて

公正取引委員会は、取引の公正化をより一層推進する観点から、適切な価格転嫁が可能となる取引環境を整備するため、「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施することとし、令和6年5月30日から開始しました。

本件調査は、令和5年12月27日に公表した「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果について」(注)等を踏まえ、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、事業者間の取引における価格転嫁の状況の把握や、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会)の取組状況のフォローアップ、令和5年度の特別調査の結果を踏まえた事業者名の公表の対象となった事業者10名の価格転嫁円滑化の取組に関するフォローアップなどを内容とするものです。

また、本日、11万名の事業者に対して調査票を発送するとともに、令和5年度の特別調査において注意喚起文書を送付した8,175名の事業者に対しても調査票を発送し、その後の取組状況を確認することとしました。本件調査は、調査票が届いていない事業者であっても回答できるよう、公正取引委員会のウェブサイト上に特設ページを開設しておりますので、事業者の皆様からの積極的な情報提供をお願いいたします。

(注)https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231227_tokubetucyosakekka.html

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査に係る特設ページ

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/tokubetsu/chosa.html

今後、公正取引委員会は、今回の書面調査等の結果を踏まえ、発注者と受注者との間で協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について立入調査を実施します。そして、問題につながるおそれのある行為が認められた事案については、関係事業者に対し注意喚起文書を送付するなど必要な対応を採るとともに、令和6年内を目途に調査結果を取りまとめます。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室

電話 03-3581-1882(直通) ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

○経済産業省「夏季の省エネルギーの取組」について

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、別紙のとおり決定されましたので、通知いたします。つきましては、省エネルギーの取組に一層御努力いただくよう、よろしく願いいたします。省エネルギーの取組の推進に一層御努力いただくよう、御周知方併せてよろしくお願いいたします。

[夏季の省エネルギーの取組について](#)

[夏の電力需給の対応について\(依頼\)](#)

■省エネポータルサイト■

「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しました(2024 年 6 月 3 日)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/government/shouene_torikumi.html

省エネポータルサイト パンフレット一覧

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/index.html

○経済産業省「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」に関する業界向け説明会の開催について

国土交通省、農林水産省及び経済産業省の三省で検討を進め、今通常国会に法案を提出した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」につきましては、令和6年4月26日に成立、令和6年5月15日に公布いたしました。

つきましては、本法律の概要及び法律施行に向けた今後の検討方針等について、荷主業界団体及び荷主事業者を対象に、説明会を開催いたします。

<説明会開催要領>

- 日時 ①令和6年6月20日(木)11時00分～ ②令和6年6月21日(金)14時00分～

※後日、国土交通省・経済産業省・農林水産省の各 HP に説明会の動画を掲載する予定です。

2. 実施方式 WEB 会議方式(Microsoft Teams)で実施し、参加予定者宛に会議 URL を別途通知いたします。
3. 内容「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要及び法律施行に向けた今後の検討方針等について
4. 説明対象者 荷主業界団体又は荷主事業者の担当者 ※登録は1団体につき①②合わせて5名まで
5. 連絡先・提出先 下記のメールアドレス宛に入力用紙を送付ください。 hqt-bukkoho_shingikai@gxb.mlit.go.jp

※下記の三省の担当者宛に連絡が届きます。

6. 担当者 国土交通省物流・自動車局物流政策課
03-5253-8947(直通) 担当:林田、小原、宇野
経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課物流企画室
03-3501-0092(直通) 担当:大西、三木、新井、飯島、末崎、瀬戸
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室
03-3502-5741(直通) 担当:青木、三島

[開催案内用紙](#)

[入力用紙](#)

出席を希望される場合は、6月18日(火)中に御回答願います。よろしくお願いいたします。

○ 厚生労働省「令和5年度職場における熱中症の発生状況(確定値)」等について

厚生労働省の「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施において、表題の内容についての関連情報の周知依頼がありましたので、ご案内させていただきます。詳細については、添付資料をご参照ください、

[添付資料](#)